◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２７９号（H26. 12. 19）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（１２月１２日～１２月１８日分）
（１）乗合バスの死傷事故①
（２）乗合バスの車内事故①
（３）乗合バスの死傷事故②
（４）乗合バスの車内事故②
（５）高速乗合バスの衝突事故
（６）法人タクシーの死傷事故
（７）トラックの酒気帯び追突事故
（８）ダンプと乗用車の衝突事故
（９）路肩でタイヤ交換中の人をトラックがはねた事故
２．明日（２０日）の全国的な降雨とその後の大雪について
３．「安全に関する企業風土測定ツール」のご案内
４．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
５．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
６．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
７．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
８．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
９．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１０．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１１．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１２．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１３．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

見て）左側より飛び出してきた歩行者をはねた。
この事故により、はねられた歩行者は死亡した。
なお、運転者、乗客にけがはなかった。

（２）乗合バスの車内事故①
１２月１３日（土）午前７時１０分頃、愛知県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客４名を乗せ運行中、乗客１名が車内で転倒した。
この事故により、当該乗客が右足の骨を折る重傷を負った。
現場は、片側１車線の直線道路。
転倒した乗客は、当該バス停留所で降車するため、付近にある降車ボタンを押したが反応せず、前の座席の降車ボタンを押すため立ち上がったところ、何らかの理由で転倒した模様。
なお、事故後に当該車両のすべてのボタンを事業者が確認したところ、すべて正常に作動したとのこと。

（３）乗合バスの死傷事故②
１２月１４日（日）午後１０時１４分頃、三重県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが、終点から車庫へ回送中、交差点を青信号で直進していたところ、バスから見て右方向から横断してきた歩行者をはねた。
この事故により、当該歩行者は病院へ搬送されたが死亡が確認された。

（４）乗合バスの車内事故②
１２月１５日（月）午後１時５６分頃、静岡県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが、当該バス停留所で客扱い後に発進する際、運転者が他の乗客に気を取られ、車内で座席の移動をしていた乗客を見落とし発車した。
発車直後に当該乗客の移動に気付き、停車した際に乗客が転倒した。
この事故により、当該乗客が左腕の肘を骨折する重傷を負った。

（５）高速乗合バスの衝突事故
１２月１８日（木）午前１１時３５分頃、鳥取県の高速道路のＩＣ付近において、大阪府に営業所を置く高速乗合バスが乗客２１名を乗せて運行中、乗用車と正面衝突した。
この事故により乗用車の運転者１名が死亡、当該バスの乗員乗客にけがはなかった模様。
事故現場は片側１車線の道路で、当該バスは大阪に向けて運行していたところ、対向車線を走行していた乗用車がスリップし、車線をはみ出して当該バスの前方に飛び出して衝突した模様。

（６）法人タクシーの死傷事故
１２月１６日（火）午後１時１０分頃、福岡県の道路において、同県に営業所を

置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、進行方向右側より横断歩道のない道路を横断していた歩行者に気付くのが遅れ、当該歩行者をはねた。
この事故により、当該歩行者が死亡し、タクシーの乗客が軽傷を負った。
事故当時、当該タクシーの運転者は、進行方向前方の交差点の信号機の確認に気を取られ、歩行者に気付くのが遅れた模様。

（７）トラックの酒気帯び追突事故
１２月１３日（土）午前８時２７分頃、岐阜県の国道において、同県に営業所を置くトラックが信号待ちで前方に停車していた乗用車に追突した。
この事故により乗用車に乗車していた２名が軽傷を負った
トラック運転者は警察の聴取中に呼気からアルコール（酒気帯び）が検出された。
事業者によると出庫点呼時は異常なしであったとのこと。

（８）ダンプと乗用車の衝突事故
１２月１３日（土）午後２時１８分頃、大分県の県道において、同県に営業所を置くダンプが運行中、対向車線の乗用車が何らかの原因で対向車線に飛び出し、当該ダンプとほぼ正面から衝突した。
この事故により、当該乗用車の乗員３名中の２名が死亡、もう１名と当該ダンプの運転者が軽傷を負った。
当該事故現場は、片側１車線で、事業者によると当該ダンプの運転者は「回避は無理だった」と話している模様。

（９）路肩でタイヤ交換中の人をトラックがはねた事故
１２月１４日（日）午前２時５０分頃、愛知県の国道において、乗用車のパンクの修理のため路肩に停止してタイヤ交換作業をしていた２名を、走行車線を走行していた愛知県に営業所を置くトラックがはねた。
この事故で２名は全身を強く打ち死亡した。
当該乗用車は、路肩に停止していたものの、車両の右側の一部は本線側にはみ出していた模様。
事故当時、当該乗用車の乗員は３名で、路上に出ていた２名が死亡、車内にいた１名にけがはなかった。

◇◇◇

見込みであり、このため、北日本や北陸地方を中心に、雪の降る日が続き、大雪や吹雪など、荒れた天気となるおそれもあることから、車両の運行には特に注意が必要です。

各地の気象台が発表する警報や注意報、気象情報に留意しましょう。

◇◇◇

報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。
整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。
このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

◇◇◇

動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。
今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆